徳島県徳島市北矢三町二丁目一番一号	徳島県立徳島科学技術高等学校	電気技術類電気コース（全日制）	第三種電気主任技術者免状	平成二十一年度入学生及び平成二十一年度転学生から適用
徳島県徳島市北矢三町二丁目一番一号	徳島県立徳島科学技術高等学校	工業技術類電気コース（定時制）	第三種電気主任技術者免状	平成二十一年度入学生及び平成二十一年度転学生から適用

○経済産業省告示第百十六号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月十四日

経済産業大臣　直嶋　正行

学校の名称	学部・学科名	備考
香川県立多度津工業高等学校	電気科（全日制）	平成二十一年三月までの卒業者については従前のとおりとする
香川県立多度津工業高等学校	電気科（定時制）	平成二十二年三月までの卒業者については従前のとおりとする

○国土交通省告示第五百六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月十四日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
砂川市焼山二三四番二から同市焼山二四六番七まで	前	最大 一二〇	二二〇
		最小 四〇	
	後	最大 一二六	
		最小 四〇	

○国土交通省告示第五百七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月十四日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　北海道横断自動車道黒松内釧路線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
北海道中川郡池田町字近牛六八番一六六	前	最大 九六	二九
		最小 六五	
	後	最大 一〇三	
		最小 六五	

○国土交通省告示第五百八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月十四日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　東関東自動車道水戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
千葉県印旛郡酒々井町尾上字深田八一六番一から同県印旛郡酒々井町尾上字深田台八二二番二まで	前	最大 六一	二六〇
		最小 四六	
	後	最大 六八	
		最小 四七	
富里市新橋字高松七三四番三から同市新橋字高松七四七番二まで	前	最大 六二	一五三
		最小 五九	
	後	最大 七三	
		最小 六一	

○国土交通省告示第五百九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月十四日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　東関東自動車道水戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
松戸市上矢切字塚ノ下四一八番から同市上矢切字富士見台一八九番まで	前	最大 二八	四八
		最小 二五	
	後	最大 三〇	
		最小 二五	

○国土交通省告示第五百十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月十四日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　東関東自動車道水戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
市川市原木二四九二番二地先から同市原木二五二六番一五まで	前	最大 四三	六六
		最小 三四	
	後	最大 四三	
		最小 三八	